

木造住宅耐震診断助成制度

制度の概要

木造住宅耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。市では、この木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成する制度を実施しています。

助成対象住宅

助成の対象となる住宅は、次に掲げる要件にすべて該当する住宅です。

- (1) 次のいずれかに該当する市内に存在する木造住宅
 - ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
 - ②昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日に建築された階数が地上 2 階建以下の木造軸組在来工法によるもの※②については枠組壁工法、パネル工法などは対象外となります。
- (2) 所有者が現に居住している住宅（店舗等の併用住宅を含みます。）

助成対象者

助成対象住宅を所有する個人の方です。ただし、共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者の方です。

助成金額

耐震診断に要した費用（税抜）の 3 分の 2 以内（千円未満の端数は切り捨て）で、15 万円を限度とします。

なお、助成金の交付は、予算の範囲内で、同一の住宅に対して 1 回を限度とします。

診断機関

診断機関を指定しています。

- 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 北部支部の会員
- 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所
- 建築士で市長が認めたもの

お問い合わせは

西東京市まちづくり部住宅課住宅係

電話 042-438-4052（直通）

助成手続き・添付書類チェックシート

